（不確知共有者関連情報を保有すると思料される者）

第十九条　令第四条第二号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　当該共有者不明農用地等を現に占有する者

二　農地法第五十二条の二の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者

三　当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者であって知れているもの

（不確知共有者関連情報の提供を求める方法）

第二十条　農業委員会は、令第四条第二号の規定により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求める場合には、次に掲げる措置をとる方法によるものとする。

一　令第四条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあっては、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。

二　前号において確認した相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。

四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対し、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

（共有持分を有する者を特定するための措置）

第二十一条　令第四条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法によって送付する措置とする。ただし、当該共有者不明農用地等の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、共有持分を有する者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（不確知共有者からの申出）

第二十二条　法第二十二条の三第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出の趣旨

（農地中間管理機構の業務の一部委託の承認の申請）

第十九条　農地中間管理機構は、法第二十二条第二項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　委託しようとする者の氏名又は名称及び住所

二　委託しようとする業務の内容

三　委託の期間

四　その他必要な事項

2　委託しようとする者が法人である場合には、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　委託しようとする法人の定款又は寄附行為

二　委託しようとする法人（登記がされている法人に限る。）の登記事項証明書

（法第二条第三項第三号に掲げる業務のうち軽微なもの）

第二十条　法第二十二条第二項第一号の農林水産省令で定める軽微な業務は、農地中間管理権を有する農用地等に係るけい畔及び法面の修繕とする。

（その他の軽微な業務）

第二十一条　法第二十二条第二項第三号の農林水産省令で定める軽微な業務は、次に掲げるものとする。

一　窓口業務

二　賃料の収受及び支払に係る業務

三　農地中間管理権を有する農用地等に関する情報の整理に係る業務

四　広報に係る業務

（農業者等による協議の場の設置の方法等）

第二十二条　法第二十六条第一項の規定による協議の場の設置は、定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。

2　市町村は、法第二十六条第一項の規定により協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、法第二十六条第一項の規定により協議の結果を取りまとめようとするときは、当該市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聴くものとする。